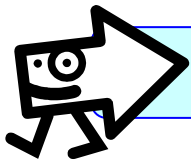


企業経営に役立つ給与・労務情報満載！

communis 通信

発行:コムニスサポート有限公司  
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F  
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339  
 E-mail: [info@cmns.jp](mailto:info@cmns.jp)  
 URL: <http://www.cmns.jp>



## 計画的に従業員を増やし、雇用促進税制を活用しよう！

6月下旬に成立した租税特別措置法に雇用促進税制が盛り込まれ、従業員を増加させた企業に対する税制優遇制度（雇用促進税制）が創設されました。ぜひ、ご活用ください。

### 対象となる事業主

青色申告書を提出する法人・個人で、ハローワークの長に**雇用促進計画**の届出を行った事業主（ただし、風俗営業等は対象から除外）

### 適用期間

平成23年4月1日～平成26年3月31日までに開始する各事業年度

### 適用要件

#### 1. 雇用増加要件

雇用保険被保険者の数が前事業年度末と比べて**10%以上**、かつ**5人以上**（中小企業は**2人以上**）増加していること

#### 2. 離職事由による要件

前事業年度及び当事業年度中に**事業主都合による離職者がいない**こと

#### 3. 支払給与額増加要件

当事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも下記計算式で算定された額以上に増額していること  
**給与増加額 前事業年度の給与額 × 雇用者増加率 × 30%**

### 控除額

雇用増加数1人あたり**20万円**（限度額は、法人税額の10%（中小企業は20%））

### 事務手続の流れ

事業年度**開始後2ヶ月以内**に、目標の雇用増加数などを記載した**雇用促進計画**を作成し、ハローワークへ提出する

事業年度**終了後2ヶ月以内**に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を受ける

確認を受けた雇用促進計画のコピーを確定申告書等へ添付して、税務署に申告する

事前に雇用促進計画が提出されていない場合、雇用者が増加し、その他の適用要件を満たしたとしても、雇用促進税制の対象とはなりません。ご注意ください。